

高等学校等

毎月の授業料を軽減します！

就学支援金のお知らせ

高等学校等の授業料は、世帯の収入が一定額未満となる場合、就学支援金の支給を受けることができ、公立高等学校等は授業料が実質無償、私立高等学校等は軽減が図られます。

■ 対象となる世帯は？

世帯年収910万円未満程度※の方が対象となります。

※保護者のうち一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合のあくまでも目安となります。

■ 支給額(授業料に充てる額)は？

公立	全日制		9,900 円/月
	定時制	単位制以外	2,600 円または2,700 円/月
		1年で履修する単位制	130 円/1単位あたり
		半年で履修する単位制	260 円/1単位あたり
	通信制		300 円/1単位あたり
専攻科	年収目安 270 万円未満	9,900 円/月	
	年収目安 270～380 万円未満	4,950 円/月	
私立	全日制	年収目安 590 万円未満	最大33,000 円/月
		年収目安 590～910 万円未満	9,900 円/月
	通信制	年収目安 590 万円未満	最大12,030 円/1単位あたり
		年収目安 590～910 万円未満	4,812 円/1単位あたり
	専攻科	年収目安 270 万円未満	最大35,600 円/月
		年収目安 270～380 万円未満	17,800 円/月

※公立の場合は、支援金が授業料に充てられ、授業料全額が実質無償となります。

※私立の場合は、支給される上限額となります。

具体的な計算方法についてはこちらから▶



■ 就学支援金の支給を受けるには？

高等学校等入学後、各学校で手続きが必要となります。

※申請書の配布や手続きについての詳しい説明は、入学後に各学校で行います。

入学後スムーズな手続きのために

今からできること

マイナンバー の準備！



※カードがなくても申請は可能です
※御自身のマイナンバーが分かるものをご準備ください

税の申告！

収入がなくても必要です

TAX

税務署 &
市町村役所

授業料以外の教育費を支援！

返還
不要

高校生等 奨学給付金

福岡県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など）を支援する高校生等奨学給付金を支給しています。

■ 対象となる世帯は？

世帯の状況（当該年度7月1日現在）が、次の①～③全てに該当する世帯

①生活保護（生業扶助）受給世帯

又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯

②保護者（親権者）が福岡県内に住所を有する

③高等学校等に在学している

※この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

■ 生徒1人あたりの支給額は？

世帯区分	生徒区分	給付額 (国公立)	給付額 (私立)
生活保護（生業扶助） 受給世帯	全日制・定時制・通信制	32,300 円	52,600 円
非課税世帯 (道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額)	全日制・定時制 第一子	117,100 円	137,600 円
	全日制・定時制 第二子	143,700 円	152,000 円
	通信制、専攻科	50,500 円	52,100 円

※当該年度7月1日現在の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき上記の金額が年額で支給されます。

※金額は、令和5年度の実績

■ 奨学給付金を受けるには？

高等学校等入学後、各学校で手続きが必要です。

○申請書の配布や手続きについての詳しい説明は、入学後、各学校で行います。

○支給は、令和6年7月以降の手続き完了後です。

(私立高等学校等に在籍する生徒については、10月以降の支給予定です。)

※上記の内容は、国の制度改正等により変更となることがあります。



公立高校等担当

福岡県教育庁教育総務部
財務課学校予算係
092-643-3866



私立高校等担当

福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係
092-643-3139